（別紙１）

令和７年度～令和１１年度　社会福祉法人別府永生会　社会福祉充実計画

１．基本的事項

法人名	社会福祉法人　別府永生会	法人番号	３３２０００５００２６２６
法人代表者氏名	永見　愛治		
法人の主たる所在地	別府市野口中町１４番３号		
連絡先	０９７７－２６－２３５５		
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	―		
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	令和７年５月１９日		
評議員会の承認年月日	令和７年６月１３日		

会計年度別の社会福祉充実残額の推移（単位：千円）	残額総額（令和６年度末現在）	１か年度目（令和７年度末現在）	２か年度目（令和８年度末現在）	３か年度目（令和９年度末現在）	４か年度目（令和 10 年度末現在）	５か年度目（令和 11 年度末現在）	合計	社会福祉充実事業未充当額
	13,880	13,880	0	0	0	0		0
うち社会福祉充実事業費（単位：千円）			△13,880	0	0	0	△13,880	
本計画の対象期間	令和８年８月１日～令和１２年３月３１日							

２．事業計画

単位：千円

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
１か年度目	放課後等デイサービス事業	社会福祉	新規	市場調査、事業検討	無	―
	小計					0
２か年度目	放課後等デイサービス事業	社会福祉	新規	施設整備、求人広告など	有	24,600
	小計					24,600
３か年度目	放課後等デイサービス事業	社会福祉	新規	事業実施。定員 10 名	無	18,785
	小計					18,785

４か年度目	放課後等デイサービス事業	社会福祉	新規	事業実施。定員 10 名	無	18, 785
	小計					18, 785
５か年度目	放課後等デイサービス事業	社会福祉	新規	事業実施。定員 10 名	無	18, 785
	小計					18, 785
合計						80, 955

※　欄が不足する場合は適宜追加すること。

３．社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
①　社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	当法人は、母子生活支援事業と２つの保育所事業並びに放課後児童健全育成事業を運営している。近年、各事業利用者の中には、発達障害の診断を受けた児童や診断までに至らないがその傾向を持った児童（グレーゾーン）が多数存在します。現在、これら利用者は、別法人が運営する放課後デイサービスに通園しており、送り迎えの移動負担や時間的制約に加え、当法人内で把握している保護者及び児童の特性や情報を踏まえた療育や居場所機能の提供など、質の高いサポートが必ずしも十分でないとの印象を受けていた。そこで今回は、当法人の同一敷地内において、これら利用者ニーズの充実並びに母子生活支援施設のノウハウを活かした質の高い支援を行うべく、新たな取り組みとして放課後等デイサービスを行う。
②　地域公益事業	①の取り組みを実施する結果、残額は生じなかったため、実施はしない。
③　①及び②以外の公益事業	①の取り組みを実施する結果、残額は生じなかったため、実施はしない。

４．資金計画

単位：千円

事業名	事業費内訳		１か年度目	２か年度目	３か年度目	４か年度目	５か年度目	合計
放課後等デイサービス事業	計画の実施期間における事業費合計			24, 600	18, 785	18, 785	18, 785	80, 955
	財源構成	社会福祉充実残額		13, 880				13, 880
		補助金						
		借入金						
		事業収益			18, 785	18, 785	18, 785	56, 355
		その他		10, 720				10, 720

※　本計画において複数の事業を行う場合は、２．事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

５．事業の詳細

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">放課後等デイサービス事業</td></tr>
<tr><td>主な対象者</td><td colspan="2">児童福祉法第第６条の２の２第４項に基づく障害のある就学児</td></tr>
<tr><td>想定される対象者数</td><td colspan="2">３０人</td></tr>
<tr><td>事業の実施地域</td><td colspan="2">別府市内</td></tr>
<tr><td>事業の実施時期</td><td colspan="2">令和８年８月１日～令和１２年３月３１日</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="2">児童福祉法第第６条の２の２第４項に基づく障害のある就学児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与することにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">事業の実施スケジュール</td><td>1か年度目</td><td>市場調査、事業の検討</td></tr>
<tr><td>2か年度目</td><td>事業計画の作成、各種申請手続き、スタッフの確保、増設工事実施等</td></tr>
<tr><td>3か年度目</td><td>事業対象利用者に対して、生活能力向上訓練等各種サービスを提供</td></tr>
<tr><td>4か年度目</td><td>事業対象利用者に対して、生活能力向上訓練等各種サービスを提供</td></tr>
<tr><td>5か年度目</td><td>事業対象利用者に対して、生活能力向上訓練等各種サービスを提供</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業費積算
（概算）</td><td colspan="2">【2か年度目】
当法人の敷地内にて新設予定
・建築費　１２，８００千円（設計料含む）
・備品　１，６７０千円（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、PC等）
・送迎用車両　３，０００千円
・ホームページ　７００千円（広告ちらし200千円含む）
設備資金計　１８，１７０千円
・求人広告　６００千円
・スタッフ給与　５，６００千円（開所前３～４ヶ月分）
・その他経費　２３０千円
運転資金計　６，４３０千円
【3か年度目～5か年度目】　１８，７８５千円×３年 ＝ ５６，３５５千円</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>８０，９５５千円（うち社会福祉充実残額充当額１３，８８０千円）</td></tr>
<tr><td>地域協議会等の意見とその反映状況</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　本計画において複数の事業を行う場合は、２．事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

６．社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が５か年度を超える理由